

資料-49 たつの市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

たつの市と大塚製薬株式会社との包括連携協定

たつの市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（大阪支店扱い：以下「乙」という。）とは、たつの市民（以下「市民」という。）の健康増進に関する取組に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が双方の自主性を尊重しつつ、相互の連携と協力による取組を推進し、市民の福祉の向上と健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力分野）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める分野について連携し協力する。

- （1）市民の生涯を通じた健康づくりに関する分野
- （2）ライフステージに応じた食育の推進に関する分野
- （3）熱中症予防の推進に関する分野
- （4）スポーツの振興、青少年の育成や教育の推進に関する分野
- （5）災害時の物資支援に関する分野

（具体的な取組等）

第3条 前条各号に定める分野における具体的な取組の内容については、甲乙協議の上、別途書面に定めるものとする。

- 2 甲は乙に、前項の具体的な取組に関する計画及び実績について報告を求めることができることとし、乙はこれに従うよう努める。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討・実施により知った相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

- 2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第5条 甲及び乙は、暴力団等の反社会的勢力（暴力又は威力と詐欺的手法とを駆使して経済的利益を追求する集団又は個人等を含む。）と社会的に非難されるような関係を持ってはならない。

- 2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

- (1) 脅迫若しくは暴力を用い、又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説の流布、偽計又は威力による信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に掲げる行為に類似する行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項に定める義務に違反すると合理的に認められる場合又は前項各号に掲げるいずれかの行為を行った場合は、当該相手方に対して事前に何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

(協定の有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間の満了の1ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了の申出がない場合は、さらに1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(協定の見直し及び解除)

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

(疑義の決定)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その

1通を保有するものとする。

令和元年7月23日

甲 兵庫県たつの市龍野町富永 1005 番地 1
たつの市
たつの市長 山 本 実

乙 大塚製薬株式会社 大阪支店
支店長 藤 原 康 宏